

令和3年4月24日

保護者の皆様

大阪府立豊中高等学校能勢分校  
准校長 菅原 亮

府立学校における緊急事態宣言下の教育活動等について（お知らせ）

陽春の候、保護者の皆様におかれましては、益々ご清祥のことお慶び申し上げます。

さて、大阪府に緊急事態宣言が発出されることを受けて昨日（4月23日）開催されました「大阪府新型コロナウイルス対策本部会議」での議論を踏まえて、大阪府教育庁より府立学校に対し、緊急事態宣言下の教育活動等について通知がありましたので、その内容（抜粋・要旨）を下記によりお知らせいたします。

本校における教育活動につきましても、本通知に従い進めていくこととなります。期間は4月25日（日）から5月11日（火）までの17日間です。お子様の引き続きの感染症予防対策と併せまして、皆様のご理解とご協力をどうぞよろしくお願い申し上げます。

記

- 1 感染症対策のさらなる徹底を図りながら、分散登校や短縮授業は行わず、通常形態で教育活動を継続する。
- 2 感染リスクの高い教育活動は実施しない。
- 3 新型コロナウイルス感染症に係る不安から登校しない児童生徒等に対しては、欠席扱いとならないことを改めて周知するとともに、オンライン等を活用して十分な学習支援を行う。
- 4 宿泊や府県間の移動を伴う教育活動に加え、府内における校外での教育活動についても中止または延期とする。ただし、教育課程上必要な校外の教育活動（授業の一環として位置づけているインターンシップ等）については、関係機関の意向等を踏まえながら、緊急事態宣言下においても真に必要な場合は感染症対策を徹底した上で、実施してもよい。
- 5 校内での学校行事等のうち、体育祭等感染リスクの高い活動については、中止または延期とする。また、期間中における保護者等を招いての行事等は原則禁止とする。なお、奨学金の説明会等、緊急性が高く保護者側にオンライン環境が整っていない場合等については、感染症対策を徹底することに加え、あらかじめ説明会の趣旨や緊急性等について丁寧に説明し、理解を得たうえで、当該保護者を招いて実施してもよい。
- 6 部活動は原則休止とする。ただし、十分な感染症対策が講じられている公式な大会やコンクール等については、主催者による感染症対策を確認の上、参加することも差し支えないが、学校においても十分な感染症対策を講じること。また、期間内にやむを得ず、最終学年の生徒の最後の発表機会を設ける等の場合においても、実施は校内に限ることとし、保護者等の来場は禁止する。なお、部活動に係る学校への登下校時及び公式戦会場等への移動時において、生徒どうしによる飲食は厳に慎むことについて、特に指導を徹底すること。
- 7 児童生徒等に対して、不要不急の外出及び都道府県間の移動は自粛するよう呼びかけるとともに、下校時において、生徒どうしによる飲食は厳に慎むよう、特に指導を徹底する。

【本件問合せ先】

大阪府立豊中高等学校能勢分校  
教頭 内田 千秋  
TEL 072-737-0666（代表）